

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)						
16 看取り空間整備 支援事業補助金	補助対象施設の看取り室整備に要する工事費又は工事 請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務 に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費 、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工 事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす る。）及び備品購入費（工事費又は工事請負費の50%に 相当する額を限度額とする。）。 補助対象施設 (1)特別養護老人ホーム（ただし、所在地が熊本市のも の、定員が29人以下のもの及び全室個室であるものを 除く。） (2)介護老人保健施設（ただし、所在地が熊本市のもの 及び全室個室であるものを除く。）	補助対象施設を 運営する社会福 祉法人、医療法 人等	（交付額の算定方法） 下表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない 方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他 の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を 上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものと する。 表 補助基準額 <table><tr><th>1 区 分</th><th>2 補助基準額</th></tr><tr><td>(1)改修</td><td>1,000千円</td></tr><tr><td>(2)新築・改築</td><td>2,000千円</td></tr></table>	1 区 分	2 補助基準額	(1)改修	1,000千円	(2)新築・改築	2,000千円	交付申請額の変 更及び交付決定 後の事業内容の 変更（軽微な変 更を除く）をす る場合		無
1 区 分	2 補助基準額											
(1)改修	1,000千円											
(2)新築・改築	2,000千円											

※熊本県健康福祉補助金等交付要項の本文は今回添付しておりません。

県ホームページ（高齢者支援課）に掲載していますので、ご確認ください。

(http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_5809.html)